

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興) 一
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課) 一
- 埼玉県川口地方庁舎外十一施設で使用する電気に関する入札公告 (管財課) 一
- 埼玉県衛生研究所で使用する電気に関する入札公告 () 三
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課) 五
- 大規模小売店舗の変更に關する告示 (商業支援課) 五
- 平方土地改良区の役員退任届 (さいたま農林) 六
- 新座市野火止上北土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課) 六
- 東松山市市の川特定土地地区画整理組合の定款の変更認可 () 六
- 鴻巣市北鴻巣駅西口土地地区画整理組合の事業計画の変更認可 () 六
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (北本県土) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 七
- () 七
- () 七
- () 七
- () 八

告示

埼玉県告示第千二百二十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

三 特定非営利活動法人G-WORK

代表者の氏名

岡本 祐子

書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

四 主たる事務所の所在地

平成二十年九月九日

埼玉県戸田市笹目二丁目一番地の五

申請のあった年月日

定款に記載された目的

平成二十年八月二十八日

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田清司

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

平成二十年九月九日

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田清司

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

平成二十年八月二十八日

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田清司

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

平成二十年九月九日

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田清司

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

平成二十年九月九日

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田清司

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

平成二十年九月九日

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田清司

この法人は、インターネット有識者の協力により全てのインターネット利用者が、より利便性の高いインターネット活用が出来る様に新しいシステムの開発と提供を行いながらインターネット利用者の活用レベルを高める事で情報化社会の発展と経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

調査を行った時期

調査を行った地区

調査を行った時期

調査を行った地区

調査を行った時期

調査を行った地区

調査を行った時期

調査を行った地区

埼玉県告示第千二百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
小鹿野町	平成十八年度 平成十九年度	地籍図 三十八枚 一冊	長留十三地区 (大字長留の一部)	平成二十年 九月四日

一般競争入札に付する。
平成二十年九月九日

埼玉県理事 上田 崇 印

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県川口地方庁舎外11施設で使用する電気 予定使用電力量4,027,100キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成20年12月1日から平成21年11月30日まで

(4) 需要場所

- ア 埼玉県川口地方庁舎
埼玉県川口市西青木2丁目13番1号
- イ 埼玉県春日部地方庁舎
埼玉県春日部市大沼1丁目76番地
- ウ 埼玉県川越地方庁舎
埼玉県川越市新宿町1丁目1番地1
- エ 埼玉県東松山地方庁舎
埼玉県東松山市六軒町5番地1
- オ 埼玉県行田地方庁舎
埼玉県行田市本丸2番20号
- カ 埼玉県熊谷地方庁舎
埼玉県熊谷市本広3丁目9番1号
- キ 埼玉県本庄地方庁舎
埼玉県本庄市朝日町1丁目4番6号
- ク 埼玉県秩父地方庁舎
埼玉県秩父市東町29番20号
- ケ 埼玉県浦和合同庁舎
埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号
- コ 埼玉県越谷合同庁舎
埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号

サ 埼玉県飯能合同庁舎

埼玉県飯能市大字双柳353番地

シ 埼玉県浦和大久保合同庁舎

埼玉県さいたま市桜区上大久保519番地1

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
 - (6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管

財課電気施設担当 井田 務 電話048-830-2613 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から平成20年9月24日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県衛生会館305会議室 平成20年10月24日(金) 午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成20年10月23日(木) 午後5時必着(書留郵便によること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年9月26日(金)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

- (5) 契約書作成の要否

- (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無
無

- (8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of product to be purchased:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Kawaguchi Branch Office building including other 11 branches (estimated kw/h: 4,027,100 kw/h)

- (2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, October 23, 2008
In person: 10:00 a.m., October 24, 2008

- (3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitamashi, Saitamaken 330-9301
Tel.048-830-2613

次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年九月九日

埼玉県長 田 野 正

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県衛生研究所で使用する電気 予定使用電力量1,561,000キロワット時
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 供給期間
平成20年12月1日から平成21年11月30日まで
 - (4) 需要場所
埼玉県衛生研究所
埼玉県さいたま市桜区上大久保639番地 1
 - (5) 入札方法
入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

(6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 井田 務 電話048-830-2613(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成20年9月24日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県衛生会館305会議室 平成20年10月24日(金) 午前10時30分

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成20年10月23日(木) 午後5時必着(書留郵便によること。)

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年9月26日(金)午後4時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第十二百二十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年九月九日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日 平成二十年八月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ちえ姫

三 代表者の氏名

町田 てるみ

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区別所六丁目六番一〇号清光ハイツ一〇七号

五 定款に記載された目的
この法人は、すべての国民に対し、知恵、発想及びアイデア(思想)等の知的財産を促進し、これらの事業化に關する事業を行い、地域社会への貢献と、産業、生活及び文化等の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第十二百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店
入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前)

(仮称) 入間三井アウトレットパーク

(変更後)

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(変更前)

コストコホールセールジャパン(株)、他未定

(変更後)

コストコホールセールジャパン(株)、ディーゼルジャパン(株)

他百八十五社

ハ 変更年月日

平成二十年四月十日 他

二 届出年月日

平成二十年八月二十五日

二 縦覧期間

平成二十年九月九日から平成二十一年一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年九月九日から平成二十一年一月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、平方土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年九月九日

職名 氏名 住所
理事 國嶋 勇 上尾市平方四九三

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百三十一号

百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理法(昭和二十九年法律第

を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年九月九日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

新座市野火止上北土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十九年三月三十日から平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

新座市野火止五丁目の一部

四 事務所の所在地

新座市野火止五丁目六番十九号

五 設立認可の年月日

平成十九年三月三十日

六 変更認可の年月日

平成二十年九月九日

埼玉県告示第千二百三十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年九月九日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

東松山市市の川特定土地区画整理組

合

二 事業施行期間

平成三年十二月二十四日から平成二十五年三月三十一日まで

三 施行地区

東松山市加美町、大字市の川字悪戸、字東耕地、字東、大字松山字峰の各一部

四 事務所の所在地

東松山市松葉町一丁目一番五十八号

五 設立認可の年月日

平成三年十二月二十四日

六 変更認可の年月日

平成二十年九月九日

埼玉県告示第千二百三十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年九月九日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

鴻巣市北鴻巣駅西口土地区画整理組

合

二 事業施行期間

平成十七年十二月九日から平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

鴻巣市箕田字苗木、字竜泉寺の各一部

四 事務所の所在地

鴻巣市箕田六一六番地一

五 設立認可の年月日

平成十七年十二月九日

六 変更認可の年月日

平成十七年十二月九日

平成二十年九月九日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十年九月九日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 惠樹

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一号	平成二十年八月二十六日	北足立郡伊奈町大字小室字本五千六百五十五一八	四・〇〇	三二・八五	蓮田市本町五番十六号 信栄ホーム株式会社 代表取締役 櫻井道正

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成十九年七月十三日

第一八〇一八〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月二日

第一九〇一三五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字大蔵字小谷

二八三一、二八三二、二八三一

三、二八三一五、二八四一一、二八六一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字大蔵八

野村 信雄

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年八月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

二八三一

二八三二

第二〇〇〇五四〇号

二 検査済証番号

平成二十年九月二日

第二〇〇〇五三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字下横田字寺後一七六一四、一八〇一四、一八〇一五、字釜石七二一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字下横田一八〇

横山 大輔

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年八月二十一日

指令杉整第二〇〇〇六五〇号

二 検査済証番号

平成二十年八月二十八日

杉整第七六二一十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字本郷字榎戸一九五一二、一九五一四、一九五一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字本郷二〇三番地

岩浪 照平

埼玉県杉戸県土整備事務所長

岩浪 照平

二八三一

二八三二

二八三一

二八三二

二八三一

二八三二

二八三一

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年九月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年八月十二日

指令杉整第一九〇二三九一号

二 検査済証番号

平成二十年九月二日

杉整第七七五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中島三一〇―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都稲城市矢野口五〇二―一

シャルムハイツ三〇三

島村 薫訓

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)